



# キャスト・ミャンマー・ニュース MYANMAR NEWS

2014年8月16日号  
[2014] 009

## 法令改正情報(Leave and Holidays Act, 1951)



弁護士法人キャスト  
弁護士 外山香織  
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社  
コンサルタント シュエ・ウィーイー

前回(2014年7月29日付)のニュース・レターでも取り上げましたが、休日、休暇等について定める労働省(Ministry of Labour, Employment and Social Welfare)所管の1951年休暇及び休日法(Leave and Holidays Act, 1951)の改正法(1951年休暇及び休日修正法。ミャンマー語のみ)が、2014年7月18日付官報により公布されました。ミャンマー語の表現を語句の意味を変えずに現代化する修正等が多くなされましたが、以下の改正点は注目すべき事項として挙げられます。

### ①労働者の定義の変更(1951年休暇及び休日修正法第2条(c))

「労働者」を「日雇い労働者、派遣労働者及び正規労働者を含む経済活動又は生活のため自ら労働に従事している者」と定義した上で、「自ら事業を実施している雇用主の親、配偶者、子供、兄弟姉妹等」、「事業より配当を受領している者」、「メイド、ベビーシッター、守衛」等は除外。

### ②出産休暇(maternity leave)の追加(1951年休暇及び休日修正法第2条(b))

休暇の種類として、従前の有給休暇(earned leave)、臨時休暇(casual leave)及び傷病休暇(leave on medical certificate)に加えて、新たに出産休暇(maternity leave)が規定され、妊娠した労働者には、産前6週間、産後8週間が有給休暇として傷病休暇に加えて許可される(1951年休暇及び休日修正法第8条)。

特に上記②については、従前は2012年社会福祉法に基づく社会保険制度の被保険者にのみ認められていた出産休暇が、保険制度加入の有無にかかわらず、女性労働者に対して与えな

ければならなくなりました。したがって、現在従業員が4名以下で社会保険制度の加入義務がなく、実際に社会保険に加入していない会社であっても、女性労働者の妊娠出産の際には有給の出産休暇の付与が義務付けられることとなります。

以 上

---

---

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

**キャストコンサルティング（ミャンマー）有限会社**  
No.244/254, Room(102), 10 floor,Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper),Kyauktada Township,  
Yangon, Myanmar  
TEL +95-1-392789～90      担当：シュエ、ノー  
E-mail : [info@cast-consulting.com.mm](mailto:info@cast-consulting.com.mm)

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。

※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

**【キャストグループ】法務・労務・会計・税務のワンストップサービス**      <http://www.cast-group.biz/>  
ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 深セン 香港 ホーチミン